

近代前期(明治～大正)における都市部落・福島町

——史料にみる差別・生活・運動の実相

弘中 政義

1. はじめに

家族が多いんじやけ、一足、二足しとったんじや食べていけんのじやけ。じやけ夜鍋しようた。朝もう、目が覚めたら仕事しとるしね、お父さんは。ほいで、うちらもう、子どもでも分担させられとったわけよ。お父さんとお母さんは働いてもらわにゃいけんの。じやけ、他のことは全部、うちがまあ。長女がおるんじやがね、あれとうちと、一週間ずつ代わり番こでするのが、洗濯からご飯から掃除からいうのを。

1938年生まれの彼女は、12歳の頃から甲皮の仕事をした。差別に対する彼女の口癖は、「差別するなら靴履くな、肉食うな」である。6人きょうだいで育った彼女は、子どもの頃から当たり前のように働き、結婚しても子どもを背負って失業対策事業(失対)の仕事をした。それでも生活は、楽にならなかった。

わしは差別におうたことはことはない。でも結婚の時、相手から肉屋と言わないでほしいと言われた。

この人の一族は、代々、手広く食肉関係の仕事をしている、福島町では富裕層に当たる。彼は、最初、今は差別はないと言っていたが、話し込むうちに自らの被差別体験を話し始めた。

福島町の歴史は、差別と貧困との闘いの歴史である。部落改善運動、福島町一致協会、米騒動、水平社運動、太田川改修闘争・・。いずれも差別に立ち向かい、したたかに生き抜いた町民たちの姿がある。

本稿では、史料に依りながら、近代前期の、部落改善運動から水平社運動に至る流れを追うかたちで、都市部落福島町の差別・生活・運動の実相を見ていきたい。

2. 広島県における部落改善運動の兆し

広島県双三郡温井部落に、次の史料がある（部落の実態1　広島県府中市部落問題研究所）。

1904年に、次の三項を協定する。

- 一 事由なくして他人より物品若くは飲食物を受けざること。
- 二 他人の山林に入り枯木を採取せざること。
- 三 喧嘩口論を慎むべきこと。

被差別部落に対する差別意識があるなかで、部落改善を、自らを規制することから出発した温井部落の人たちは、以後、友導会（1914）を経て、済美会（1915）へと組織を発展させた。

目的

- ・有志者相集まり、互いに協力して善に向ふことを約し、交誼を温め、風紀改善に関する意見の交換、意思の疎通を図る（友導会）
- ・風紀の改善、納税・兵役・就学の三大義務の完了、正業に就き勉励すること、講演会を開きて修養を積む（済美会）

三項の協定から出発した友導会・済美会の目的を見ると、自主的改善が出発点であるにしても、当時の国策であった官主導の部落改善運動の影響を受けていたことが分かる。

3. 権力側の被差別部落及び部落改善運動に対する基本的認識

部落改善運動の指導的立場にある者の考え方を通して、当時の社会一般の被差別部落に対する差別意識と、官主導の部落改善の基本的あり様を確認したい。

3.1. 岩切重雄（鹿児島県出身で内務省入省後鳥取県に着任）

『解放研究とつとり』（鳥取県部落史研究会 2014年3月号）に掲載された史料「岩切重雄の部落改善論」（西村芳将）を通して、大正期鳥取県における融和政策の基調とそこでの部落改善運動の指導的役割を果たした岩切重雄の考え方を参照する。

○部落改善の必要性について

- ・日本国民をして平等の基礎におき、何ら此の間に階級的区別を設けず、平等に、聖恩の有り難きに浴せしめたいとの精神に基づいていることは明らか。
- ・苟も生を此の世に享けたる以上は相互に扶け合ふて行くこそ、人の道である。
- ・自ら衛生の重んずべきを知っている一般人は進んでこれら憮然たる細民の境遇をも改善してやることは美しい事業である。
- ・精神的病源の発源地たる細民階級の改善を計らざるにおいては、到底根本の社会改善は難しい。
- ・馬車馬的に衣食のために狂奔している。

○部落改善の方針

- ・第一 教育(学校教育、家庭教育、精神教育) 第二 風教(裸体、言語、冠婚葬祭の簡略化、敬神・報恩、勸善、納税) 第三 衛生(清潔、消毒、入浴、伝染病予防) 第四 勤儉授産(殖産、貯金、労働精神) 第五 一般民との融和策(町村吏員による指導、部落民の官吏登用)

3.2. 留岡幸助(岡山県出身 同志社神学科卒業でキリスト教徒 部落改善の理論的指導者)

『留岡幸助と部落改善論』(関口 寛 部落問題研究資料センター 2014年 p114～p115)

- ・慈善家の第一要義は被救護者に自己の心情を与ふると云ふことなり、抑々心情を与ふるとは被救護者と同感同情となることはなり、人を深淵の底より救ひ、墮落の溝がくより助んには同感同情は最も力あるものなり。(慈善家の資格)
- ・国家に犯罪者の陸続きとして絶えざるは、則ち国家の大患に病むを表示する所以にあらずして何ぞや、国の将さに滅びんとするや民先づ亡ぶ、民心腐敗して道徳地を払い、犯罪者の暴殖するは是れ豈に国家衰亡の前兆にあらずして何ぞや。(監獄改良は刻下の急務)
- ・新平民は普通民と比較して生理機関を異にしたるか、兎に角長き日月の間普通民と生活状態を異にして居りしが為に、自ら其生理機関に異常を生じて、他と比して多くの双生児を生むに至りたるならんか。(新平民の改善)
- ・先ず第一に部落の人の部落根性を除くやうに指導啓發することが必要であります。長い間排斥を食って居るのでありますから、敵愾心を持って居る。さうして長い間さういう待遇を受けた人といふものは理性が隠れ

てしまつて、感情が非常に激發して来る。(部落改善事業)

- ・生産の方面に於ても就中農業をやらせることが何よりも肝要なことと思ふ。犬や猫や馬の皮を相手にして居る部落民よりも、農作に従事して居る部落民の方が比較的善良である。(細民部落の改善)
- ・何故部落の人を一般が攘斥するか、排斥するか、(略)是は人格を認めないからである。(略)人格を認識して来れば、侮蔑とか、排斥とか言ふことは出来ない筈である。(略)之れが部落改善の根本になって来なければならぬと思ふ。(部落改善事業)
- ・どういふ訳で特殊部落民を改良せねばならぬかといふことに付いては、其理由は幾つもある。第一、犯罪を少なくする、(略)第二は我国の貧民中で特殊部落民は其大多数を占めて居る。それで特殊部落の改良は一般救貧問題の上から之をやり、他は内務行政、重に町村自治の上からもやらなければならぬ。もう一つは人道問題である。(我国の特種救済事業)

3.3. 米騒動に対する小学校校長の評価(吳市兩城尋常小学校校長報告)

そこに、当時の被差別部落に対する社会意識が如実に表れている。校長という立場上の発言である点は差し引いても、差別意識が厳然と存在したことは明らかである。そこには、社会矛盾を解消するという視点はなく、部落責任論に基づいた、被差別部落や貧困層に対する嫌悪感だけが際立っている。

- ・今回の暴動の首魁者は、特殊部落民・日稼的労働者・無頼漢・不良少青年等がその大部分を占めていたこと。
- ・彼等には何等貯蓄心なく、徒らに遊惰安佚を貪りて、只々其日暮しの生活をなしつつあるもの多きこと。
- ・彼等の多くは、無教育にして、胸中何等国家社会の念なきものなること。
- ・彼等は、徒らに富豪、企業家、若くは豪商等に対して反抗心を抱きつつあるものなること。
- ・今回の暴動は、暴徒よりも見物人、弥次馬連の多かりきし為め、却て乱暴を容易ならしめたると。
- ・富豪、殊に成金者流の多くは、品位極めて卑く常に奢侈贅沢を極め、徒に貧民階級の反抗心を抱かしむるが行動に出で、何等彼等に対する同情心の表現を見ざりしこと。
- ・商人の時局に際して一攫千金を夢みたる結果、徒に利己的に流れて、濡用者に対する同情し居りしこと。
- ・暴動の結果、何等得る所とてはなく、却て或は死傷者を出し、又は日々

一升二升の米買に東奔西走し、或は夜警をなすの止むなきに至りし等、意外なる苦痛の之に伴いしこと。殊に暴徒に至りては、遂に鉄窓の下に呻吟するの悲境に陥りしこと。

- ・富山県漁村の婦女子が無教育にして、廉恥心なく、只々台所の必要に迫られて、暴動に出でしが今回の暴動の導火線なりしこと。
- ・斯かる事変に際しても、武士は食はねど高楊枝的態度に出でたる家庭にありては、将来有為の人物たる能力を培養しつつあるものなること。

このように、被差別部落を取り巻く状況は、過酷なものであった。国家権力による部落改善運動が、被差別部落の富裕層に部落責任論として受け止められるなかで、一般との融和を図るために、まず自らを律する方向に向かったのは、必然であった。福島町においても、部落改善の全国的流れに沿って、富裕層を中心に福島町一致協会が立ち上げられた。部落改善を希求した福島町の人たちの思いは、相当なものであり、その努力は、部落内外を巻き込んだ。しかし、国家権力、部落改善を願う外部の人たち、福島町内の富裕層・中間層・貧困層のそれぞれの思いには、温度差があった。

4. 福島町一致協会の沿革

『広島県地方団体及慈善団体事績概要』(1911年11月)

広島市福島町ノ町民ノ組織ニシテ累代ノ警察署長ヲ顧問トシ同警部ヲ会頭ニ推セリ

一、沿　　革

福島町ハ世俗所謂新平民ノ居住セル広島市偏隈ノ一部落ニシテ戸数七百四十八戸人口三千三百六十五人ヲ有ス旧来ヨリ貧困ノ民多ク其従事スル職業モ多クハ社会下層ノ労働ニシテ人情風俗ノ輕薄野鄙ナルコト実ニ言語ニ絶スルモノアリ是ヲ以テ町内有志等数字之カ改善ヲ企画セルモ種種ナル障害ノ為メ未タ其緒ニ着クヲ得サリシカ偶々明治四十年五月二日此部落ニ希有ノ大火起リ忽ニシテ二百百余戸ヲ焼尽セリ當時消防ニ従事シタル者ノ中此部落青年ノ行動ハ一種卓越シテ共同ノ力ニ當メルヲ觀取シタル時ノ広島警察署長警視佐藤磯八氏大ニ之ヲ感賞シ此機ヲ利用シテ改善ノ方法ヲ画策セハ必ス成就スヘシトナシ直ニ立案シテ之ヲ志ニ謀リシニ衆議立所ニ一決シ爰ニ福島一致協会ナルモノ成立スルニ至レリ

二、目　　的

道徳ノ修養、風俗ノ改良、衛生ノ普及、就業及教育ノ奨励、勤儉貯蓄ノ励行等ニシテ福島町ニ本籍ヲ有シ又ハ寄留スル住民ハ總テ會員タラシムルノ

組織ナリ創立以来日尚浅キヲ以テ効果ノ顯著ナルモノアラスト雖モ道徳ノ修養、風俗ノ改良衛生及教育ノ普及等ハ比較的成績良好ナリトス

5. 福島町一致会の中心的役割を担った福島町民中野文助の、福島の現状と部落改善に対する思い

福島町一致協会沿革史概要(大和同志会機関紙『明治之光』 中野文助 第六号p283 1913年)

(緒言) 我が大日本帝国は金眞無欠の國体を以て万邦に冠絶す、至仁至聖なる万世一系の天皇陛下に於かれせられては素より一視同仁その六千万の赤子を愛撫し給ふ(略) 武士の階級は他の階級を貶視し齎せざる者ありき、噫々何ぞ圧虐するの過酷なるや、然れども因襲俗を成し圧虐する者と圧虐せらるゝ者と並びにこれを異します幾百年間の長きに亘りて国民の間に一致結合す可からざる一大墙壁を築けり、福島町民の如きも此間に處して徒に聲を呑み空しく恨みを抱いて天地に號泣したりき時なるかな、明治初年五箇條の御誓文下した給ひて「舊來の陋習を破り天地の公道基く可し」と仰せられ、尋で明治四年八月二十九日太政官の御布令を以て華士族の外一般平民の権利を認めらるゝに至り茲に初めて国民たる者は齊しく皆公資格に於て異なることなきを得たりしなり

(福島町の過去) 我が福島町は僅に数年前に遡りて其状況を追思すれば転々浩嘆に堪へざる者ありき、當時部落の居住者は貧民多数を占め啻に志卑く業賤しきのみならず概ね放恣懶惰にして産を治め家を齎ふることを知らず、其半数以上は定業だなく賭博を常習とし或ひは偷盜し此部落を以て罪惡の巣窟なせる姿なりき、而して縣の内外より不逞の徒の此に潜入するあれば則ち之を隠匿して出さず、之を以て犯罪事件の発生するや、不眠不休の警察眼は先づこの部落に注がれ之を其搜査の主要地区となせり、心ある者は痛歎して部落改善の必要を感じること久しく窃に其機會の到を待てり。

(部落改善の動機) 偶ま明治四十年五月當町の南部に大火起り炎舌一舐二百餘戸して灰燼に帰せしめ罹災者は居るに家なく纏ふに衣なく食ふに物なき悲惨の境遇に其身を置けり、此四境蕭條唯凄愴の氣人を襲ふの時に當り廣島市民の同情は翕然として起り立ちどころに義金を醵出して之に寄輿せるのみならず、警察署は市役所と協力して直ちに救済の方法を講ずること甚だ勉めたり。世間に鬼はなく却つて佛心の頬もしき者あるを見て坐ろ涙に搔き暮れ從来猜疑の眼、嫉忌の心を以て他を迎えし部落民も茲に漸く其排他的感情を融和したり、特に又火災の時に於ける部落民の動作に徴すれば彼等相互の間には飽迄も艱難相助け己れを忘れて他の急に赴くの美風

あるを時の廣島警察署長磯八氏の看取する所となり乃ち以爲らく指導するに其道以てせば美風を存し惡習を除かんこと必らずして企及し難きに非ざる可し部落の改善を圖るには此機を逸す可からずと、因て部落内有志と謀り部落改善事業に着手するに至れり。

富裕層に位置し、天皇を崇拜する中野文助は国家権力に取って、最良の福島町民であった。部落改善運動が部落差別を解消する最善の道と信じていた彼が権力と部落差別の関係に思いやることはなかったが、差別の厳しさだけはひしひしと感じていた。それは当時の福島町民、とくに富裕層・中間層の共通の想いであったに違いない。

6. 富裕層・中間層の部落改善の努力

6.1. 1914(大正3)年、福島町一致協会の機関誌『天鼓』が創刊される

そこに、寄付者である福島町における富裕層・中間層に属する人たちの名前と職業のリストが掲げられている。これは同時に福島町の改善事業に賛同し、福島町一致協会に直接関わった町民たちである。福島町一致協会の中心的役割を担った中野文助(缶詰業、乾血肥料商)や、妙蓮寺住職照山正信(医師)も、名を連ねている。

- 1.(?)
- 2.(人造肥料製造、牛皮筋骨類、化製業、毛皮貿易商)
- 3.(質商 養豚業)
- 4.(牛蠅)
- 5.(屠殺業)
- 6.(屠畜業)
- 7.(屠畜業)
- 8.(屠畜、筋骨化製業)
- 9.(缶詰業、乾血肥料商)
- 10.(質商)
- 11.(質商)
- 12.(材木商)
- 13.(呉服反物商)
- 14.(牛馬仲買商)
- 15.(履物雪駄商)
- 16.(履物表製造業)
- 17.(製革業)
- 18.(湯屋、雑貨商)
- 19.(履物花緒、革製造業)
- 20.(雑貨商)
- 21.(精牛肉商)
- 22.(○裏原料商)
- 23.(屠畜業)
- 24.(?)
- 25.(洗湯業)
- 26.(酒商)
- 27.(米商)
- 28.(太鼓製造、履物商)
- 29.(履物表商、質商)
- 30.(酒醤油商)
- 31.(呉服履物商)
- 32.(砂糖商)
- 33.(石油、小間物商)
- 34.(靴商)
- 35.(靴製造業)
- 36.(履物表商)
- 37.(精肉商)
- 38.(雑貨商)
- 39.(精肉商)
- 40.(土木請負業)
- 41.(屠畜業)
- 42.(屠畜業)
- 43.(医師)
- 44.(屠畜業)
- 45.(調革調製、皮革製造、靴鞄原料)
- 46.(靴商)
- 47.(靴商)
- 48.(?)
- 49.(靴商)
- 50.(?)
- 51.(靴商)
- 52.(靴商)

6.2. 「一致協会決議要項」(『天鼓』第一巻第一号)

福島町一致協会機関紙『天鼓』は、前述のとおり福島町民の富裕層・中間層の寄付によって創刊された。そのことは、福島町の部落改善運動が福島町

一致協会、つまり福島町民の富裕層・中間層の資金援助によって成立したことを意味する。とはいえそこには、協会の決議事項に見られるように、部落改善に対する福島町民の並々ならぬ決意が窺われる。そして当時の部落改善運動の流れに沿った取り組みが着実に実行されていることがわかる。

福島町一致協会創立以来決議したる事項中主要なるものを左に掲げて参考に供す

- ・明治四十年六月第二回評議委員会に於て上水道増設を決議す
- ・同年七月第四回評議委員会に於て吉凶贈答に関する件を左の通り定む
 - 一、香奠は金五錢を贈る事
 - 二、出産祝ひは米一升を贈る事
- ・同年十一月第七回評議委員会に於て入退営者送迎に關し華美を去り質素を旨として且其家に於てせざる事を決議す
- ・同年十二月第八回評議委員会に於て塵溜場設置の事を決議す
- ・四十一年三月第九回評議委員会に於て貸家主家を貸さんとする時は福島町巡回派出所に届けて認可を受けしむる事を決議す
- ・同年五月第十一回評議委員会に於て毎月出席成蹟に依り當町通学児童に対し賞與する事を決議す
- ・同年十二月第十三回評議委員会に於て協会基本財産積立の為め参ヶ年間他町村の寄附を謝絶する事を決議す
- ・四十二年七月第二十一回評議委員会に於て赤貧患者施療の為本縣病院副院長斎藤恆三郎氏に出張診断を出願したる處承知せらるゝことに決定す
- ・四十三年一月第二十四回評議委員会に於て不良行為を矯正するの目的を以て當町在住無就業者及び浮浪者の氏名を各受持評議員より会頭に報告することに決定す
- ・四十三年四月協会夜学校校舎を廣島市へ無料貸與することゝし且教員五名に対し毎月一円宛手当を給與することに決す
- ・同年十二月第二十八回評議委員会に於て各通り青年会へ青年会旗を贈与することをに決す
- ・四十四年一月第三十回評議委員会に於て年末年始中元の贈答物交換を全廃す
- ・孝子義僕を各受持評議員より審査の上会頭に上申表彰することを決議す
- ・同年四十四年三月第三十一回評議委員会に於いて貧困患者施療の為小久保病院院長医学博士に請ひ無料往診通院治療を承諾せらるる
- ・同年四月第三十四回評議委員会に於て下水道及び道路の整理を各受持評

議員に於て整理することに決す

- ・四十四年九月第三十八回評議委員会に於て当町トラホーム撲滅の目的を以て施療部を設置し医師山吉信二、照山正信二氏に施療を嘱託するに決す
- ・授産部を設け麥稈眞田を当町居住の婦女子に之を組ましめ徒食者に授産す但し中野文助の単独出資せる所なり、米価暴騰の結果細民苦痛を救済する為め米麥の原価販売を為す
- ・四十四年十二月第三十九回評議委員会に於て無籍者入籍の手数料及び過料を協会に負擔し入籍を督す
- ・四十五年四月第四十回評議委員会に於て通学児童毎月賞与を廃し毎年末に於て相當なる多額の賞與を与ふることに決す
- ・四十五年六月第四十一回評議委員会に於て貧民救助の目的を以て麥稈眞田一反に付五錢宛支給することに決す、但し米麥高価に復したるときは之を廃す
- ・不具老人其他扶養義務者に対し一人に當り一日金五錢宛支給することに決す期間は前同断
- ・大正元年十月第四十四回評議委員会に於て学童保護の目的を以て保護部を設け衣服履物食費其他学用品一切を支給し又は貸与することに決す
- ・夜学校児童出席督励の為毎授業日評議員交代二名宛夜学校に出席することに決す
- ・大正元年十二月第四十六回評議委員会に於て青年会督励の目的を以て毎年基本金として各青年会へ金五円宛を支給することに決す

6.3. 報奨制度・による学習意欲・勤労意欲の発揚

- ・「教育の奨励」付では部落内貧民の児童にして学齢に達せるも修学し難きものを夜学校に収容し又就学し得るも実力足らざる者には教科書及学用品を給与し尚奨励の為毎学年末に於て学業及勤惰成績を調査し之を三等に分かちて授賞しつつあり、又教員に対しては特に優待法を設け居れり。(「福島町民一致協会沿革史概要」中野文助)
- ・忠婢表彰式 福島町○山善兵衛氏方に廿五年の久しき間忠勤せる老婢○木リヨウ女(42)の善行は咸称せる所なるが一致協会は此の改年の始めに於ける一の吉例として此の善行者を表彰するとし今一日午後一時より同会場に於て表彰式を挙行する由(『天鼓』第一巻第一号)
- ・受賞屠夫 (略) 例に依り左の十三名の屠夫に対し頭書の賞与を為したり (略)(『天鼓』第一巻第四号)

福島町一致協会は、報奨制度によって部落改善をより効果的に果たそうとした。とくに子どもの学習意欲、成人の労働意欲を向上させようとする希求は、その効果はともかく、強かった。興味深いことに、表彰された屠夫のなかに、騒擾事件(米騒動)の予審最終決定者も、1人含まれた。

6.4. 当時の福島町民の状況

部落改善の中心を担った中野文助は、「福島町一致協会沿革史概要」のなかで、次のように書いている。外からの差別、内なる状況の変化、部落改善に対する願い、人口増による福島の変容などを前にして、中野文助は、複雑な心境であったと思われる。

當時部落の居住者は貧民多数を占め啻に志卑く業賤しきのみならず概ね放恣懶惰にして産を治め家を齊ふることを知らず、其半数以上は定業だになく賭博を常習とし或ひは行乞し或ひは偷盜し此部落を以て罪惡の叢窟となせる姿なりき

7. 福島の人口の急激な増加と職業の実態

7.1. 人口の動態

1871(明治4)年 889人

1917(大正6)年 4,050人

明治26年に、コレラが流行り、その死者の骸を片づけのために、備後(広島東部)方面から、多くの人が福島町に来たという証言がある。その一部の人達は、コレラ流行の終了後も、福島町に留まったと思われる。

7.2 福島町への人口移動

福島町民への聞き取りから(要点)(『広島県水平運動の人びと』広島県部落解放運動史刊行会 部落問題研究所 1973年)

男性 1886(明治19)年に、御調郡河内村字太田に生まれる。祖父の代は御用聞きの手さきとなって、犯罪者の護送役を務める。父親は、一人で尾道市久保町に出て、固炭の卸業を始める。17歳の時、職を求めて広島に出る。最初の仕事として、猫屋町で馬の餌を梱包し、配達する。友人の世話により、福島町の十二軒長屋に住む。同じ長屋に住む女性と結婚する。その後、人力車、銀行の車夫、中国に馬を運ぶ船乗り、大工仕事、家屋解体の仕事、福島町家畜市場の小使いなどの仕事をする。

女性 1900(明治33)年に生まれる。父親は、屠場で働く。母親は、肉の行商をする。ほとんどの人が、そのような仕事であった。尾道から来て、福島に住んでいた男性と結婚する。

男性 1904(明治37)年に生まれる。8歳の時に、福山(福山市近郊の部落)から両親とともに三篠町字小河内(福島北通り)に移住する。当時の小河内は、6割以上が外から移住してきた人たちであった。三篠小学校小河内分校の4年を終了した後、靴職人の徒弟となる。製革業は、当時の福島町では、松木武兵衛なる人の独占的な事業としてあった(明治19年の記録より)。松木は大阪から職人を雇う。最初は軍靴が中心であった。

7.3. 福島町の子供の状況

福島町民への聞き取りから(要点)(『広島県水平運動の人びと』)

女性 1908(明治41)年に福島町に生まれる。父親は福島町出身で、母親は尾長町に生まれる。母は竹皮の加工(履物の表)をなし、父は人力車夫をする。10歳の時、町内で子守をする。13歳の時、中広(福島町の隣町)の缶詰工場の女工をする。16歳の時、山口に身売りをされる。10年の勤めを終えて、結婚する。相手は、山県郡出身の男性で、結婚後は田中町に住む。

男性 1918(明治44)年に福島町に生まれる。天満小学校に通う。天満小学校には福島町、天満町、観音町の子どもが通い、児童数は1,000人を超えていた。福島町の子どもは、貢稼ぎのために走り使いをした。ろくむしをしたり、山へ行ったり、福島川で釣りをしたが、地区外の子どもと遊ぶことはなかった。その後、14歳の時から屠場で働く。当時は、食肉、靴、太鼓の皮はり、草履表作りといった仕事しかなかった。

これらは、聞き取りによるものなので、証言の裏が取れない部分もある。しかし、これらの証言から、福島町が急激に人口増加し、その大部分は外からの流入者であり、広島県東部や県外の農村部落から仕事を求めて福島町へ来た人たちであったことが知られる。生活に困窮した人たちが、仕事を求めて福島町に出てきた。

福島という名称は、差別する側が、被差別部落の全体を括るものとしてつけたものであり、今日でも、福島は行政的に4町で構成されており、各町は、

それぞれ特徴を有している。それは、明治・大正期も同じであり、福島は北・南・中・本通りに区分けされていた。時代は下がるが、「はじめに」で掲げた女性の聞き取りには、次のようにある。

バス通りがあるじゃろ、バス道路から向こうが食肉。こっちが靴。すごい仲が悪かった。今若いもんの時代になったけえね。(でも)やっぱり親がいうて聞かしとることもあるうし、見て覚えとることも。ほんまはスムーズに行っていないと思う。(略) よう喧嘩しようとしたよ、うちらでも馬鹿にされてね。人が履くもの、足元のものを作るとか、きしゃないとかいうて。子どもの頃に喧嘩しようとしたよ。くさして、おお、おまえら生きとるもん殺すんかいうて。子どもにもやっぱ言い分があったけえね。

当時、福島は一枚岩ではなかった。福島町一致協会は、富裕層を中心に運営され、一般町民には、生活の上でも精神的にも、一致協会の活動に参加する余裕はなかった。また、部落改善に心血を注いだ中野文助も、地元の人間であり、外から流入してくる貧困層に対して、苦々しい思いを持っていたと思われる。福島は、周囲から隔絶された地域である。そのため、富裕層は、自らの事業を支える労働力を内部で賄う必要があった。前掲の報奨制度もそのためのものであり、富裕層は、労働力を確実に獲得するための方策を模索し、実行した。労働力の確保こそ、貧困層が多数を占める福島における部落改善運動の隠れた、しかし重要な目的であった。

8. 米騒動の裁判記録に見る、貧困層を中心とした福島町民の職業実態

1918(大正7)年の米騒動は、広島でも全県的・全市的な闘いとしてあった。福島町民も、先頭に立って闘った。そして、福島町が被差別部落だという予断のもと、警察のみならず軍隊まで駆り出して、福島町民の闘いを鎮圧した。そして多くの福島町民が、検挙・拘留された。その裁判記録には、当時の貧困層を中心とする人たちの職業が窺い知られる。

8.1 広島地方裁判所の記録

騒擾事件の予審最終決定は45人であった(『近代部落史資料集成』第8巻「米騒動と部落」 広島県 p234~p239)

被告の居住地と職業の内訳は、次の通りであった。

1 居住地

福島町居住(30人) 佐伯郡己斐町(2人) 安佐郡三篠町打越(2人)
安佐郡三篠町(2人) 市内(9人)

2 職業別

屠畜業(1人) 士族屠殺業(1人) 養豚兼屑物商(1人) 鶏商(1人)
屠夫(7人) 靴製造修繕職(1人) 靴職(5人) 靴直職(3人) 下駄直(2人)
下駄製造販売業(1人) 革雪駄製造業(1人) 米商(1人)
洋傘修復職(1人) 人力車夫(2人) 麻裏表職(1人) 鍛冶職(1人)
バケツ修繕職(1人) 左官職(1人) 職工(1人) 大工職(1人) 日雇稼(3人)
興行師(2人) 料理職(1人) 宿屋(1人) 印肉商(1人)
金貸業(1人) 製鍊所職工(1人) 無職(1人)

3 福島町居住者

本籍福島町(4人) その内、靴職3人 大工職1人

当時福島町に住んでいた人(26人) その内、屠畜業(1人) 士族屠殺業(1人) 屠夫(7人) 鶏商(1人) 養豚兼屑物商(1人) 靴製造修繕職(1人) 靴職(3人) 靴直職(2人) 下駄直(2人) 洋傘修復職(1人) 人力車夫(1人) 麻裏表職(1人) 鍛冶職(1人) バケツ修繕職(1人) 日雇稼(2人)

9. 福島町一致協会の組織と警察権力の意図

9.1. 治安維持と風俗改善

警察権力は、福島町を監視の対象とした。治安維持と風俗改善がその目的であった。ここで、福島町の「心ある」富裕層と警察権力の利害が、一致した。

心ある者は痛歎し部落改善の必要を感じること久しく窮に其機會の到を待てり 犯罪の発生するや、不眠不休の警察眼は先づ此部落に注がれ之を其捜査の主流地区となせり(中野文助)

9.2. 福島一致協会の組織構成

佐藤警視が協会顧問になり、廣島市長高東康一、廣島衛生課長長田原喜蔵、天満尋常小学校長高橋友次郎、藝備日々新聞記者前田貞次郎の諸氏に顧問を嘱託し會の役員を左の通り選挙したり

會頭 福島町駐在巡査 筒井伊兵衛

副會頭 同町妙蓮寺住職 照山正信

評議員 同町本通北通中通の各組有志三十四名こゝに一致協会は成立を告げたるが何種の事業に於ても支障は絶對的に免れ難き所なれば本會

も亦自ら其数に漏れず、今日に至る迄其役員は幾更迭を免れざりき、而も幸にして事業は漸次順境に向ひて其歩を進めたり

このような組織体制を見ると、住職であり、医師である照山正信を中心に、町内有志たちの福島町を挙げての体制のようである。しかしそこには、福島町をなんとか改善しようとする彼らの思いとは異なる権力側の意図が、垣間見える。

9.3. 会頭の代替わり

1907年 6月	会頭・筒井伊兵衛 (福島町駐在巡査)	副会頭・照山正信 (福島町妙蓮寺住職)
9月	会頭・照山正信	副会頭・森田泰雄 (福島町民)
9月	会頭・岡崎柳吉 (福島町駐在巡査)	
11月	副会頭・中野文助 (福島町民)	
1910年	会頭・高須八百蔵 (巡査部長)	
	会頭・小川秀太郎 (警部補)	
1911年	会頭・水野上健一 (警部)	
	会頭・福重栄之進 (警部補)	
1912年	会頭・山田権次郎 (警部補)	
1914年	会頭・山田権次郎	副会頭／会頭代理・光正栄次郎 副会頭・中野文助

福島一致協会の組織は、官制主導の組織であり、全体は会頭・副会頭・顧問・評議員・一般会員によって構成されている。協会の活動を中心で担ったのは福島町民であったが、組織の要の会頭は、代々警察権力が握っている。1907年9月に、初代会頭の筒井伊兵衛が急逝して、妙蓮寺住職の照山正信が会頭になったが、同月直ちに副会頭とともに辞任して、駐在所の巡査が会頭になっている。治安維持が唯一の目的であった警察権力が、会頭の座を明け渡すことはなかった。

10. 官製青年団から福島町青年会へ、躍進青年団へ、そして水平社運動へ

10.1. 青年会に関する年表

(「福島町一致協会沿革史概要」中野文助、『広島県部落問題年表』広島県立図書館)

- 1907(明治40)年 福島町一致協会設立、福島町中通り青年会設立の動き
- 1911(明治44)年 福島町北通り青年会発会(59名)
福島町中通り青年会発会(42名)
福島町南通り青年会発会(65名)
福島町本通り青年会発会(31名)
- 前田三遊の尽力により、広島市福島町青年会設立準備会結成
- 1912(大正1)年 福島町中通り少年会、北通り少年会組織
福島町北通り青年会米麦廉価分配
- 1914(大正3)年 町内4青年会合併、福島町青年会発会式挙行、前田三遊青年会長
- 1916(大正5)年 中村桂堂、広島市より広島市青年団福島町分団長を嘱託される
- 1921(大正10)年 福島町妙蓮寺住職4男照山正巳、町内の青年と躍進青年団をつくる
※青年団は学校区ごとに組織され、町全体は4区域に分かれて、合計250名の団員がいた
- 1922(大正11)年 福島町青年会学習会、週一回交代で読書会、懇談会、弁論大会を開催する
次いで、躍進青年団が広島市青年の弁論大会を開く
躍進青年団がその活動を基盤に、天満町青年団から独立し、福島町青年団が全町的統一を図り、組織される。
- 1923(大正12)年 福島町内360余名の青年が青年団を組織し、団長に福島町小学校細川校が就任する。
福島町青年会は社会科学の学習だけではなく、文芸、思想などの幅広い文化活動を進める。中野繁一、水平社結成のため福島北通り青年副団長を辞任する
躍進青年団は、国鉄組合、針朋友会、木挽組合とともに労働運動に参加し、労働者青年によって広島青年革新会を結成する
躍進青年団は、ただ社会科学を研究したり、活動を部落内に留めるだけではなく、広島青年革新会の組織と合流して、社会・労働の諸問題の解決を期して、実践活動に乗り出す

10.2. 差別事件に対する躍進青年団の抗議

『部落問題と教育に関する史的考察』(広島県教育研究所編 1972 p85)

事件と言ふのは、本月十日朝授業開始前、天満町から通学して居る第五、六学年の或る女児がその教室で三十銭紛失し、その旨受持女性教員たる阪本訓導に届けたので、阪本訓導は恰も該教室内で図画を描いて居たもの並びに入口辺りに遊んで居たもの都合八名の女児を留めて取調べを始めた所同訓導は右八名中天満町からの通学児童一名のみは最初に寛大な取調べをなして赦し、残りの福島町からの通学児童七名に対して帶を解かせて着衣を脱がせ、終には腰巻まで取除かせ真裸にした上で峻厳な詰問中、そこへ先に金銭を紛失した児童が見付かったと届けて来たので、同訓導は頗る面喰らって右七名の児童に対して、先生からこれこれの取調べを受けたと帰って父兄に言つてはならぬと厳命した所が、右七名中一児童が学校から帰ってこの由を父兄に伝へたので、話は忽ち町中に伝はり、取調べを受けた児童の父兄は勿論、一般町民は非常に憤慨して十二日午後右父兄並びに有志の一部は、同校へ押掛て同校当事者から夜に入るまで事件の顛末を聴取し、幾分かの諒解を得て引上げたものの、未だ学校側の辯明に満足しない者多く、殊に同町躍進青年団等は非常に憤慨し縦ひ父兄は学校の辯明によって或る諒解を得るとも、吾々は此の儘に内済すること能はず、飽迄社会問題として教育問題として社会の批判に訴へんと敦團いて居る」(藝備日々新聞 1922年6月 掲載)

部落改善を期して発足した福島町一致協会の業績の一つに、青年会の結成に力を注いだことが挙げられる。それまでの青年団組織は、学区域をカバーする天満小学校長を団長とする官製の青年団であった。しかし、被差別部落の青年たちが差別と闘う意識に目覚めるのは、必然であった。差別を受けた者は差別を見抜く力を有する。そういう状況のなかで、青年たちは、教育現場における差別の実態、また、差別事件が多発する状況を目の当たりにして、官指導の融和的な青年団活動に甘んじることを嫌った。そして、福島町の統合青年会、さらに「躍進青年団」というかたちで、新たな青年団活動を行うに至った。これに対して、青年たちが部落解放の息吹に目覚め、社会運動に傾いていくにつれて、福島一致協会の一部指導者や富裕層は、そのような運動をよしとしなかった。そして、一致協会を広島県の融和団体・共鳴会に沿ったものにしようとした。しかし、被差別部落の青年たちが、社会矛盾を自らの力で変革するために、自覺的に差別に立ち向かうことは、必然であった。こうして、差別糾弾闘争を武器に、躍進青年団は、水平社運動に一気に突き進んで行く。

付記

資料について、明らかな誤記と判断される箇所については、修正して引用した。

【参考文献】

福島一致協会編『天鼓』.

鳥取県部落問題研究会編, 2014.3 『解放研究とつり』.

堰口 寛, 2014 『留岡幸助と部落改善論』(2013年度部落史連続講座 講演録p97).

広島県府中市, 1969 「部落の実態」 部落問題研究所 1969.

大和同志会機関紙編『明治之光』.

広島県部落解放運動史刊行会編, 『広島県水平運動の人びと』 部落問題研究所.

『部落解放教育資料集』 2

「米騒動と部落」『近代部落史資料集成』第8巻 1985.

「芸備日々新聞」(1922年6月).

福島町資料作成委員会, 2003 『福島の歴史——したたかに生き抜いた先輩たちの記録』.

福島町資料作成委員会, 2011 『雲流るる街で——人生を紡ぐ語り』.

(ひろなか・まさよし 部落解放同盟広島県連合会福島支部)